



株式会社日本国際映画著作権協会  
(2013年7月16日提出)

### 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則改定案」に対する意見

私ども株式会社日本国際映画著作権協会（以下「当社」といいます）は、世界的に著名な映画製作・配給会社6社（パラマウント・ピクチャーズ・コーポレーション、ソニー・ピクチャーズ・エンターテインメント・インク、20世紀フォックス・コーポレーション、ユニバーサル・シティ・スタジオズ LLC、ウォルト・ディズニー・スタジオ・モーション・ピクチャーズ、ワーナー・ブラザーズ・エンターテインメント・インク）を代表する米国の事業者団体モーション・ピクチャー・アソシエーション（「MPA」）の日本における子会社でございます。このたびは「電子商取引及び情報財取引等に関する準則改訂案」に関して、貴重な意見提出の機会を賜り、誠にありがたく存じます。

#### ・該当箇所

1. 【4】II-1 CGM（Consumer Generated Media）サービス提供事業者の違法情報媒介責任
2. 【7】II-7 ID・パスワード等のインターネット上での提供
3. 【9】II-10-1 インターネット上の著作物の利用
4. 【10】II-10-3 著作物の写り込み

## 1. 【4】II-1 CGM (Consumer Generated Media) サービス提供事業者の違法情報媒介責任について

今回の改正案では脚注 5 において知財高判平成 24 年 2 月 14 日が引用されており、ネットショッピングモール運営者に関する先例として重要な本判例を引用されたことに心より賛同いたします。

しかし同判決の理論からすると商標権侵害に限らず、著作権侵害事案においてもネットショッピングモール運営者が責任を負う場合もありうる应考虑すべきであります。したがって、一般論としては著作権侵害事案の場合も同判決の射程内である旨付言されることを希望いたします。

## 2. 【7】II-7 ID・パスワード等のインターネット上での提供について

2. 説明 (4) 知的財産法による制限 ②著作権法について i) 技術的保護手段の回避可能性 の第 2 段落並びにそれを受けた脚注 2 において、「アクセス・コントロール機能のみを有する保護技術については (回避禁止の) 対象外となっている」旨の記載があります。当社はこの記載に反対します。

著作権法第 2 条第 1 項第 20 号は「アクセス・コントロール」という用語を使用しているわけではありません。今次の改正で同号に追加された「当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式」がいわゆるアクセス・コントロールを指すものであり、従来のいわゆるコピー・コントロールと「又は」でつながっているところからしても、「アクセス・コントロール機能のみの保護技術は対象外」とは言い切れないものと考えます。

また「知的財産推進計画 2010 (平成 22 年 5 月知的財産戦略本部決定)」21 頁項目 36 によっても、「製品開発や研究開発の委縮を招かないよう適切な除外規定を整備しつつ、著作物を保護するアクセスコントロールの一定の回避行為に関する規制を導入するとともに、アクセスコントロール回避機器について、対象行為の拡大 (製造及び回避サービスの提供)、対象機器の拡大 (「のみ」要

件の緩和)、刑事罰化及びこれらを踏まえた水際規制の導入によって規制を強化する。」とされており、あえて本準則で「アクセス・コントロール機能のみの保護技術は対象外」と記載する必要はないと考えます。

### **3. 【9】II-10-1 インターネット上の著作物の利用について**

2. 説明 (2) その他インターネット上の著作物を無許諾で使用できる場合  
②平成 24 年著作権法改正 の項で、「データを整理等するために必要な複製行為について無許諾で行うことが可能とされた」とありますが、当該記載は範囲が広すぎるように思われます。同改正で追加された第 47 条の 9 には「その必要と認められる限度において」という語がはいつています。また文化庁の解説であげられている例示も「ソーシャル・ネットワーキング・サービスにおける、投稿コンテンツを整理等するために必要な複製行為」であり、その前の例示の「動画共有サイトにおいて、様々なファイル形式で投稿された動画を提供する際に、統一化したファイル形式にするために必要な複製行為」とあわせてみれば、CGM サービスでさまざまなファイル形式の投稿があった場合の整理等に限定しているものと考えられます。ご提案の「データを整理等するために必要な複製行為」はこれとはかなり異なる印象を与えるように思われます。

### **4. 【10】II-10-3 著作物の写り込みについて**

2. 説明 (1) 例 1 の場合②具体的検討 iii)付随対象著作物の利用 (著作権法第 30 条の 2) の項の第 2 段落において、「例 1 では、本来意図した撮影対象の背景として、小さくポスターが写り込んでいるような場合であれば、(侵害としない)」旨の記載があります。しかしガイドラインに求められるものは「小さい」とはどこまでのものをいうかという「定量的な基準であると考えます。したがって背景として写り込んだポスターの面積が全体の何パーセント以下であること、ポスターだけにピントがあっていないこと、といった基準を設けることを希望いたします。

なお、旧脚注 3 を削除する改正が行われており、これに反対するものではありませんが、脚注 4 以下の番号が繰り上がっておらず、適宜に繰り上げられてはいかがかと存じます。

・理由【理由】は、上記のとおりです。

根拠となる出典は以下の通りです。

文化庁 「平成 24 年通常国会 著作権法改正について」  
[http://www.bunka.go.jp/chosakuken/24\\_houkaisei.html](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/24_houkaisei.html)

知的財産戦略本部 「知的財産推進計画 2 0 1 0」  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/2010keikaku.pdf>